篠崎駅西部土地区画整理事業 第五期地区
（篠崎町七丁目 14・15・16・17・18・19番）

まちづくりニュース

NO. 19

２０２６／11／6

江戸川区土木部
区画整理課

★ 第五期地区のスケジュール（予定） ★

日頃より、篠崎駅西部土地区画整理事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、第五期地区におきましては、これまで、事業を進めるために必要な関係者との調整を行ってまいりましたが、この度、関係者との調整がおおむね整い、今後の進め方についてお示しできる段階となりましたので、区画整理事業の全体スケジュール（予定）をお知らせいたします。

今後も第五期地区のまちづくりを着実に進めてまいりますので、皆さまには、引き続きご理解、ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

【区画整理事業の全体スケジュール（予定）】

令和８年１１月時点

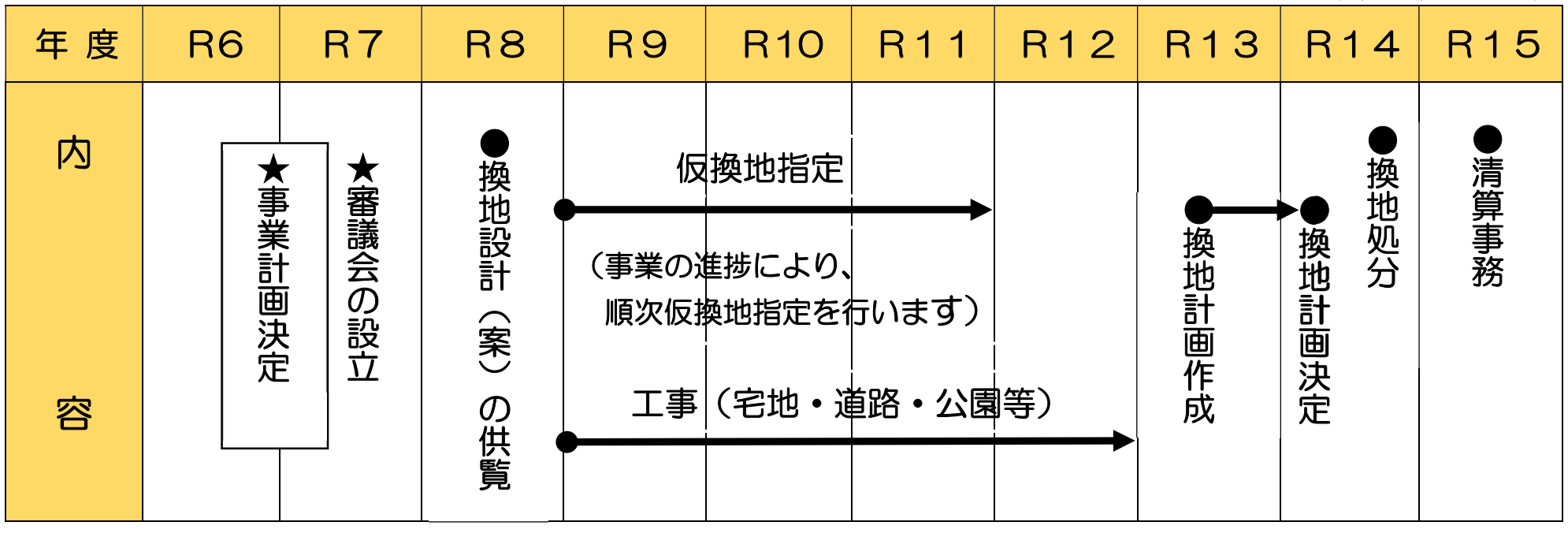

※仮換地指定は、移転や道路等の工事を行う箇所の進捗に合わせ、段階的に行います。
※このスケジュールは最短の予定であり、事業の進捗によって変更になる場合があります。

★ 皆様からいただく主なご質問について ★

Q. 新しい用途地域や建ぺい率・容積率はいつから適用されますか。

A. 移転が必要となる方々については、移転先の宅地の使用開始に合わせて、新しい用途地域や建ぺい率・容積率が適用される予定です。

それ以外の方々についても、事業の進捗に応じて順次適用される予定ですが、移転や造成工事等の進捗により時期が変わる可能性があるため、現時点で詳細な時期をお示しすることはできません。

なお、現在の予定では地区計画や造成工事等に合わせ、令和１０年春以降に最初に移転が必要となる方々の移転先の宅地から順次適用される見込みです。

★ 今年度(令和８年度)の予定 ★

令和８年度は、以下について行っていく予定です。土地区画整理審議会の開催や、皆様へお知らせなど、詳細については随時まちづくりニュースでお知らせしてまいります。

【令和８年度の予定】

- 換地設計基準の策定　：区画整理後の宅地の位置を定めるための基準を作成します。
- 換地設計案の供覧　　：区画整理後の各宅地の位置を定めた案を、皆様へ供覧します。
- 仮換地指定（第１回）：道路等の工事を行うため、移転が必要な方に対し、移転先となる仮換地や今後の移転時期等についてお示しします。

第２回土地区画整理審議会を開催します

第２回土地区画整理審議会を開催いたします。審議会では、換地設計を行うためのルール等の報告および諮問を行います。概要は以下のとおりです。

■ 開 催 概 要 ■

〇日 時：令和８年 11 月 19 日（木）10 時より

〇会 場：篠崎まちづくり分室　（江戸川区篠崎町 7−2−21）

〇内 容：換地設計の基準について　等

◆ 個別相談を随時行っています。ご希望の方は下記までお問い合わせください。◆

【お問い合わせ先】※平日 8：30 ～ 17：15
〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所
TEL：03-5664-2619（土木部 区画整理課 計画換地係）

《 江戸川区 HP 》

令和８年度「道路ふれあい月間」推進標語　優秀賞

この道を　これからもずっと　歩きたい

